

## (案)

長久手市地域防災計画の修正の方向性について

昨年度5月の防災会議において、本市の地域防災計画を改訂したが、それ以降、国や県により下記事項などが実施されている。

- 1 災害対策基本法の改正
- 2 「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針」の策定（内閣府）
- 3 「南海トラフ地震防災対策推進基本計画」の決定（中央防災会議）
- 4 「避難勧告等の判断・伝達マニュアル作成ガイドライン（案）」の公表（内閣府）
- 5 「愛知県東海地震・東南海地震・南海地震等被害予測調査報告書」の公表

これらに伴って、本市の地域防災計画についても様々な部分で改訂が必要となっている。

例えば、上記1・2に伴い、避難行動要支援者の名簿について、名簿作成の具体的な方法や手順、名簿情報の提供先及び方法などを地域防災計画に記載する必要がある。

また、上記4に伴い、市町村はガイドライン（案）に基づいた、避難勧告等の判断基準を策定することが必要となっている。

さらに、上記5に伴い、本市の地震被害予測の見直し及び対応について、地域防災計画に記載する必要がある。

このため、本市の地域防災計画について上記に対応した改訂を予定しており、その際には、部分的な修正に留まらず、地域防災計画全体にわたって見直し、修正することを検討している。

また、これに合わせ、災害時における市の災害対策本部の初動体制や応急対策などについて検討・整理を行い、災害初動ガイドラインを作成することを予定している。